

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）

の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護休暇又は介護時間」を「介護休暇、介護時間、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

8 川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程（平成2年川崎市教育委員会訓令第5号）で準用する川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号）第4条の規定は、子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

第14条第2項及び第3項並びに第16条第4項中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第30条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。